

桜川市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、桜川市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、市民を主体とした教育、文化、スポーツ等の幅広い分野における国際交流を推進し、市民文化の向上に資するとともに、国際相互理解の増進と国際親善の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条に規定する目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市民の国際交流意識の啓発に関すること
- (2) 国際友好都市との交流事業の推進に関すること
- (3) 各種交流事業の企画及び立案並びに実施に関すること
- (4) 国際交流に関する諸団体との協力に関すること
- (5) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること

(組織)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員
- (3) 法人会員

2 協会は、前条の事業を実施するために会員でない支援者の協力を要するとき、会長が委嘱した場合に限り、組織に含めることができる。

(年会費)

第5条 会員は次の区分に応じて、年度ごとに年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員（一般） 1,000円
- (2) 個人会員（学生） 1,000円
- (3) 団体会員及び法人会員 一口 5,000円以上

2 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、年会費を免除するものとする。

- (1) 第9条に関わる者
- (2) 高校生以下の学生

3 年度途中に入会する者の年会費は、前項に定める額とする。

4 退会した者の既納の年会費は、返還しないものとする。

(入会及び退会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長へ提出しなければならない。

2 会員は協会が指定する期日までに前条に定める年会費を納入しない場合、当該期日をもって会員の資格を停止し、その後年会費の納入があった場合その日をもってこれを解除する。

3 会員は、次のいずれかに該当するときは、退会する。

(1) 会員が退会を申し出たとき

(2) 個人会員が死亡したとき

(3) 団体会員又は法人会員が解散又は消滅したとき

(4) 会員が前項の資格停止を受け、その翌月末までに年会費納入がなかったとき
(役員)

第7条 協会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以内

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名

2 役員は、総会において会員の互選により選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 役員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、後任者が選任されるまで引き続き在任する。

6 監事は、他の役員と兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した順位による副会長が、その職務を代理する。

3 理事は、会務の執行を協議する。

4 監事は、協会の経理を監査する。

(顧問)

第9条 協会は、事業を円滑に実施し、関係機関及び団体との連絡調整を図るため、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第10条 総会は、会長が招集し、議長は、会長があたる。

2 総会は会員をもって構成する。

3 定例総会は毎年度1回開催し、臨時総会は会長が特に必要と認めた場合に開催する。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 5 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 規約の制定及び改廃に関する事
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (3) 予算及び決算に関する事
 - (4) 役員を選任に関する事
 - (5) その他協会の目的達成に必要な事項に関する事
- (役員会)

第11条 役員会は、会長が招集し、議長は、会長があたる。

2 役員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事
- (5) その他会長が必要と認める者

3 役員会は、前項に定める構成員の過半数の出席により成立する。

4 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
 - (2) その他協会の運営に関する事項
- (財務)

第12条 協会の経費は、年会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第13条 協会の事務を行うため、桜川市市長公室企画課に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長、会計その他の職員をもって構成する。

3 事務局の職員は会長が任命する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成29年 3月30日から施行する。